2026 年 6 月 15 日

お客さま　各位

地域金融機関との「成年後見制度関連手続きの共通化」の拡大について

桐生信用金庫（理事長　津久井　真澄）は、2026 年 7 月 1 日より県内に本店を置くすべての信用金庫と成年後見制度関連手続きに関する取扱いを共通化することを公表しております。

今般、利便性の更なる向上を図るため、あかぎ信用組合、群馬県信用組合、ぐんまみらい信用組合が加わることになりましたのでお知らせいたします。

当金庫では、今後もお客さまのご要望にお応えできるよう、より一層のサービス向上に努めてまいります。

記

１．参加金融機関

金融機関名	実施時期
高崎信用金庫、桐生信用金庫、アイオー信用金庫、 利根郡信用金庫、館林信用金庫、北群馬信用金庫、 しののめ信用金庫	2026 年 7 月 1 日（水）
【今回の参加金融機関】 あかぎ信用組合、群馬県信用組合、ぐんまみらい信用組合	

２．共通化の目的

成年後見制度関連手続きにおいて、金融機関ごとに書式や記入方法、ご提出いただく確認書類が異なるなどの煩雑さを解消し、お客さまのご負担を軽減することを目的としております。

３．共通化の概要

・ お客さまにご記入いただく「成年後見制度に関する届出書」等書式の共通化
・ お客さまからご提出いただく確認書類（登記事項証明書等）の共通化

※本取組は、成年後見制度に関する手続きを共同で行うものではなく、これまで同様、各金融機関への書類の提出が必要となります。また、お取引内容によっては、金融機関ごとにお手続きが一部相違する場合がございます。

４．実施日

2026 年 7 月 1 日（水）

以　上

詳しくは営業店窓口までお問い合わせください。

桐生信用金庫